

犬・猫による迷惑をなくしましょう！

犬や猫を放すと、よその家の庭や畑を荒らしたり、人を咬んだり、車に傷をつけたりと、多くの人に迷惑をかけます。

また、野良犬・野良猫に無責任にエサを与えていると、放し飼いにしているのと同じことが起こり、他人に迷惑をかけます。子犬・子猫を産んで、致死処分されることもあります。かわいそうに思われるなら、責任を持って飼いましょう。



こんな苦情がよせられています



- ❑ 家の外で放し飼いにしている。
- ❑ フンの始末をしない。
- ❑ 犬の散歩中にリードを長くする、リードをつけない。注意しても「うちの犬は咬まない」と言って取り合わない。
- ❑ よその猫が小屋や屋根裏で子猫を産む。
- ❑ 放し飼いの猫が車に傷をつけた。
- ❑ 放し飼いの猫が発情期に群がって鳴く。

※三次市では条例で、愛がん動物のフンのポイ捨てを禁止しています。

飼い主の方へ

不妊去勢手術を受けさせましょう。

- 飼い主・動物どちらも、発情期の心身のストレスが軽くなります。
* 発情期特有の鳴き声、ケンカ、マーキング等がなくなります。
- 望まない妊娠による増殖や致死処分がなくなります。
- 生殖器関連の病気になる危険性が低くなります、結果的に寿命が延びます。

鑑札や迷子札、マイクロチップをつけましょう。

- 犬は、狂犬病予防法で犬鑑札と狂犬病予防注射済証を装着する義務が定められています。
- 猫は飼い主の住所・氏名・電話番号を書いた「迷子札」をつけましょう。

飼い犬・飼い猫が迷子になったときには

「いつか帰ってくるだろう・・・」と思わず、すぐに次のところに問い合わせましょう。

- 広島県動物愛護センター
(電話 0848-86-6511)
- 市役所
- 管轄する警察署
- 動物病院

●三次市のお問い合わせ●

三次市産業環境部 環境政策課

環境政策係(平日 8:30~17:15)

電話 0824-62-6136/FAX 0824-62-6397

kankyo@city.miyoshi.hiroshima.jp

